

周知依頼

1 件目

この度、厚生労働省より、本会对し、下記の通り周知の依頼がありました。

令和6年6月21日に閣議決定された規制改革実施計画において、

「厚生労働省は、使用者が、労働者に対し、当該労働者の自由な意思に反して当該使用者の商品・サービスを購入させること

(以下「自爆営業」という。)に係る関係法令上の論点を整理した上で、労働基準法、労働契約法及び民法上違法となり得る

自爆営業の類型や、パワーハラスメントに該当し得る自爆営業に関連する使用者等の言動の例を明確に示す。

また、上記の内容や、具体的な相談先を分かりやすく示したパンフレットを作成する等、企業及び労働者の双方に周知を行う」

ことが記載されました。これを受けて、今般、以下①の通り、厚生労働省 HP において公表されました。

つきましては、傘下の会員組合・組合員企業等に対して、下記の URL 等を用いて、周知して頂きますようお願い申し上げます。

※規制改革実施計画（当該箇所 P. 94）：[01_program.pdf](#)

①当該パンフレット（労働者に対する商品の買取り強要等の労働関係法令上の問題点）：

[001462034.pdf](#)

②雇用環境・均等局の下記ページ下部 「より詳しい情報について」>「労働者に対する商品の買取り強要等について」に掲載しております。

[職場におけるハラスメントの防止のために（セクシュアルハラスメント/妊娠・出産等、育児・介護休業等に関するハラスメント/パワーハラスメント | 厚生労働省](#)

③労働基準局の下記ページ「業種別・職種別対策」の欄に掲載しております。

[労働基準関係リーフレット | 厚生労働省](#)

2 件目

この度、厚生労働省人材開発統括官より、本会会長に対し、別添の通り周知の依頼がありました。

厚生労働省では、社会人の大学等での学びを応援するポータルサイト「マナパス」（文部科学省）とマイジョブ・カードの

連携開始（令和7年2月）等に伴い、「ジョブ・カード制度実施要領」を別添のとおり改正

されました。

つきましては、傘下の会員組合・組合員企業等に対して、添付の PDF 等を用いて、周知して頂きますようお願い申し上げます。

▼ジョブ・カード様式のダウンロード

[ジョブ・カード様式のダウンロード | マイジョブ・カード \(mhlw.go.jp\)](#)

■厚生労働省 HP (ジョブ・カード制度)

[ジョブ・カード制度 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

添付資料 <https://kinkid-s.jp/news/2025.4.1-2.pdf>

<https://kinkid-s.jp/news/2025.4.1-3.pdf>

<https://kinkid-s.jp/news/2025.4.1-4.pdf>

3 件目

この度、厚生労働省労働基準局安全衛生部より、本会会長に対し、別添の通り周知の依頼がありました。

厚生労働省では、令和 7 年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項を下記のとおり纏めました。

つきましては、傘下の会員組合・組合員企業等に対して、下記の URL 等を用いて、周知して頂きますようお願い申し上げます。

▼下記、P.6「別添」にて、「令和 7 年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項」を掲載しております。

[令和 7 年度における建設業の安全衛生対策の推進について \[R7.3.28 \(通達\)\] \[299KB\]](#)

■厚労省 HP (安全対策) : [建設業における安全対策 | 厚生労働省](#)

添付資料

<https://kinkid-s.jp/news/2025.4.1-5.pdf>

配信に関するお問い合わせは以下のメールアドレスまでお願いいたします。

=====

全国中小企業団体中央会

労働政策部 岡部

TEL : 03-3523-4903

E-mail : roudo-seisaku@mail.chuokai.or.jp